

不当廉売関税の課税に関する調査の結果について

I. 経緯

平成 27 年 4 月 3 日	カリ電解工業会が不当廉売関税の課税申請
5 月 26 日	調査開始、利害関係者等へ質問状を送付
9 月 28 日	証拠の提出及び証言の期限
11 月 26 日	意見表明の期限
11 月～翌年 1 月	現地調査を実施
平成 28 年 3 月 25 日	仮の決定
4 月 8 日	暫定的な不当廉売関税の発動政令の公布
4 月 9 日	暫定的な不当廉売関税の賦課（4 カ月間）
5 月 17 日	重要事実の開示
5 月 24 日	調査期間の延長（3 カ月間）

(参考) 暫定的な不当廉売関税の賦課

不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することの決定（仮の決定）がなされ、かつ、当該本邦の産業を保護する必要があると認められたことから、本年 4 月 9 日から暫定的な不当廉売関税を賦課（4 カ月間）。

II. 調査の概要

1. 調査の趣旨等

本件調査は、政府において、関税定率法に基づき、大韓民国（以下「韓国」という。）、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産の水酸化カリウムに関し、次の期間につき、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、調査を行ったものである。

不当廉売輸入の事実	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日
(市場経済の条件が浸透している事実	生産者の会社設立の時～平成 26 年 12 月 31 日)
損害の事実	平成 22 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日

(参考) 水酸化カリウムは、液体又は白色片状の固形物であり、化学肥料、液体石鹼や洗剤の原料、アルカリ電池の電解液等に用いられる。

2. 不当廉売（ダンピング）された貨物の輸入の事実

(1) 韓国

韓国産の水酸化カリウムに関し、本邦への輸出価格と、通常の商取引等における価格（以下「正常価格」という。）を比較して、輸出価格が正常価格よりも低く、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。算出された不当廉売差額率は59.95%であった。

なお、韓国の生産者の正常価格に関し、当該生産者が提出した国内販売価格に関する証拠について、その正確さを確認することができなかった。また、利害関係者が「妥当な期間内に必要な情報の入手を許さず若しくはこれを提供しない場合又は調査を著しく妨げる場合」に該当したことから、調査当局が「知ることができた事実」によって認定した。本邦への輸出価格については、生産者が提出した輸出取引価格を用いることとした。

(2) 中国

中国産の水酸化カリウムに関し、本邦への輸出価格と正常価格を比較して、輸出価格が正常価格よりも低く、不当廉売された貨物の輸入の事実が認められた。算出された不当廉売差額率は91.66%であった。

なお、中国の生産者の正常価格については、市場経済の条件が浸透している事実があることを明確に示せなかったことから、代替国における消費に向けられる調査対象貨物と同種の貨物の通常の商取引における価格（代替国の国内販売価格）に基づき算出した。

また、当該生産者に対して質問状を送付したが、指定された期限までに必要な情報が提供されなかったことから、調査当局が「知ることができた事実」によって認定した。本邦への輸出価格については、中国における輸出貿易統計データに基づいて算出した。

(注1) 中国に対する特例措置

平成13年の中国のWTO加盟議定書に基づく特例措置により、中国の生産者が市場経済の条件が浸透している事実を明確に示すことができない場合には、比較可能な最も近い経済発展段階にある国の国内販売価格等を正常価格として比較を行うもの。

【表1】 不当廉売差額率（仮の決定と同率）

国名（供給者名）		不当廉売差額率
韓国	(UNID)	59.95%
	(その他の供給者)	59.95%
中国	(OCI)	91.66%
	(その他の供給者)	91.66%

(注2) 不当廉売差額率 (%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

3. 不当廉売された貨物の輸入の本邦の産業に与える損害の事実

不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実については、①不当廉売された貨物の輸入の増加、②当該貨物が国産品の価格に与える影響、及び③本邦の産業に及ぼす影響について検討した。

国内需要が横ばいの中、韓国及び中国産の輸入貨物の輸入量は、平成 22 年から平成 26 年の調査対象期間全体で著しく増加した。当該輸入品は殆どの期間、国産品の価格を約 1 割下回った。安価な当該輸入貨物の輸入により、国産品の販売量、国内販売価格ともに低下したため本邦産業の売上高が低下した。その一方で主な原材料価格が上昇し、製造原価も上昇する中、国産品については、当該上昇分を販売価格に転嫁できなかったこともあり、営業利益が大幅に低下した。

これらのこと等から、不当廉売された貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害の事実が認められた。

また、第三国からの輸入量及び価格、需要の減少等につき検討を行ったところ、これらが本邦の産業に対して損害を与えたとは認められなかった。従って、不当廉売された調査対象貨物の輸入が本邦の産業に損害を与えたとする因果関係が認められた。

【表 2】本邦の産業の状況

指数 (平成 22 年=100)	22 年 (2010 年)	23 年 (2011 年)	24 年 (2012 年)	25 年 (2013 年)	26 年 (2014 年)	22→26 年 (変化)
国内需要量	100	95	101	103	99	▲1%
2 カ国からの輸入量	100	126	121	144	178	+78%
(実数) (MT)	(14,352)	(18,128)	(17,295)	(20,693)	(25,567)	
輸入品の価格	100	97	98	98	89	▲11%
国産品の価格	100	95	90	87	88	▲12%
(価格比 (輸入品/国産品)) (%)	(85~100)	(85~100)	(85~100)	(90~105)	(85~100)	
売上高 (本邦の産業)	100	87	90	88	82	▲18%
製造原価 (本邦の産業)	100	93	103	108	107	+7%
営業利益 (本邦の産業)	100	80	54	34	34	▲66%

(注 3) 国内需要量は、2 カ国以外の国からの輸入を含む。

(注 4) 輸入品の国産品に対する価格比 (%) = 輸入品の価格 / 国産品の価格 × 100

4. 価格約束

供給者 (輸出者) 1 者から、関税定率法第 8 条第 7 項に基づいて価格約束の申出が提出されたが、不当廉売関税に関する手続等についてのガイドライン 14.(1)「以下に

定める事項のいずれもが規定されている申出がなされた場合」には該当しないため、当該約束の申出を受諾しないこととした。

III. 不当廉売関税の賦課

関税定率法第8条第1項では、不当廉売された貨物の輸入の事実、当該貨物の輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、本邦の産業を保護する必要があると認められるときは、不当廉売関税を課することができる」と規定している。

上記のとおり、仮の決定（本年3月25日）に示した、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入が本邦の産業に与える実質的な損害等の事実について、特段の変更はないこと、並びに本邦の産業を保護する必要があることから、不当廉売関税を賦課することが適当であると考えられる（税率は暫定措置と同率、期間はWTO協定及び法令で認められた期間内である5年）。

なお、本年4月9日から暫定的な不当廉売関税が課されている貨物についても、調査結果を踏まえ、暫定措置がとられなかったとしたならば、その輸入により本邦の産業に実質的な損害を与えたと認められることから、不当廉売関税を賦課することが適当であると考えられる（関税定率法第8条第2項第1号）。

【表3】不当廉売関税率（暫定措置と同率）

国名（供給者名）		不当廉売関税率
韓国	(UNID)	49.5%
	(その他の供給者)	
中国	(OCI)	73.7%
	(その他の供給者)	

(参考) WTO協定において、個々の知られている供給者ごとに不当廉売差額率および不当廉売関税率を算出することが求められている。